

令和8年度  
放射光産業利用試行事業補助金  
利用手引き

申請受付期間及び提出先

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時 月曜～金曜（土日祝日を除く）

公益財団法人 ひょうご科学技術協会 事業課

住所：〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-3845

Mail：[jigyoun@hyogosta.jp](mailto:jigyoun@hyogosta.jp)

申請様式等については以下のホームページからダウンロードできます。

公益財団法人 ひょうご科学技術協会ホームページ

<https://hyogosta.jp>

令和8年4月

公益財団法人 ひょうご科学技術協会

## 目次

ページ

1. 事業の概要	3
(1) 目的 (2) 事業内容 (3) 補助概要 (4) 事業スキーム	
2. 申請資格	5
(1) 申請要件 (2) 重複利用の制限	
3. 申請手続	6
(1) 申請 (2) インターネット	
4. 補助金の交付手続	8
(1) 募集、申請受付 (2) 事前相談 (3) 内容確認 (4) 交付決定	
5. 補助金の内容	9
(1) 補助金額 (2) 補助期間 (3) 補助対象経費	
(4) 補助事業の実績確認等 (5) 補助金の返還	
6. 成果の取扱い	12
(1) 成果の公開 (2) 成果の帰属 (3) 取得物品等の帰属	

(公財) ひょうご科学技術協会では、播磨科学公園都市に立地する大型放射光施設「SPring-8」や「ニュースバル」(佐用郡佐用町)などの放射光の産業利用の促進に取り組んでおり、兵庫県が進める「水素等新エネルギー(蓄電池含む)・環境」、「航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ」、「ロボット・AI・IoT」、「健康医療」、「半導体」の5つの成長産業分野における企業の活性化に向けて、SPring-8等の放射光施設を活用した研究開発を促進するための支援として「放射光産業利用試行事業」を実施します。

## **1. 事業の概要**

### **(1) 目的**

これからの兵庫を担う成長分野の産業育成を図るため、SPring-8やニュースバル等の放射光施設を利用し研究開発を行おうとする企業を支援し、新製品開発や既存製品の改良等の研究開発を後押しし、本県経済の活性化を目指します。

### **(2) 事業内容**

県内企業が、成長産業分野の研究開発のために放射光施設を初めて利用する場合に、その経費に対して補助を行います。

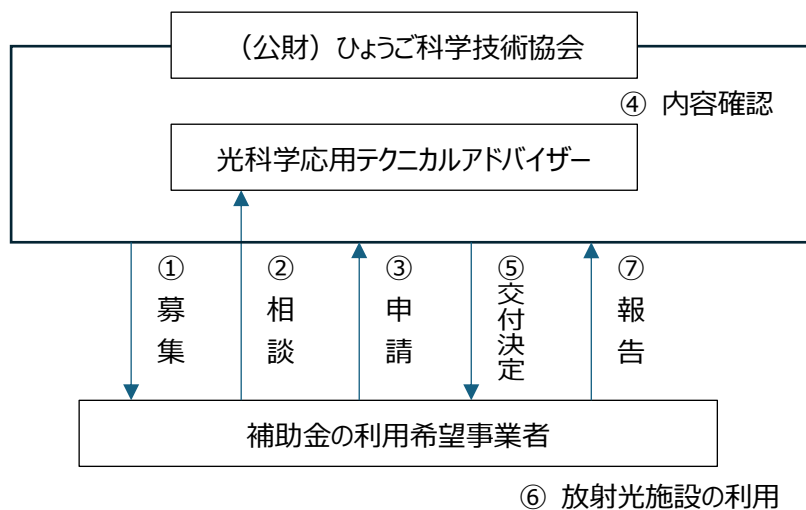
### (3) 申請要件

以下の成長産業分野の研究開発の促進を目的とする SPring-8 等の放射光施設利用を対象とします。なお、複数の分野にまたがる場合は主たる分野を選択ください。

対象産業分野	①水素等新エネルギー（蓄電池含む）・環境、②航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ、③ロボット・AI・IoT、④健康医療、⑤半導体
申請要件 (補助対象者)	以下の要件を全て満たす者  ① 兵庫県内に本社を設置する法人又は兵庫県内の事業拠点で対象産業分野に資する研究活動を実施する法人 (対象とする法人：民間企業、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会、特定非営利活動促進法に基づく知事の認証を受けた法人等)  ② ①の研究活動を推進するために放射光施設をはじめて利用する法人 (対象とする放射光施設：播磨科学公園都市にある大型放射光施設「SPring-8」及び中型放射光施設「ニュースバル」並びにX線自由電子レーザー施設「SACLA」)
1 課題あたりの 補助金額	上限 50 万円
補助率	1/2
対象経費	放射光施設を利用するための経費及び放射光施設の利用を前提に実施する大学、研究機関等との共同研究等の経費
補助期間	1 年間
採択予定件数	6 件程度

#### (4) 事業スキーム

(公財) ひょうご科学技術協会が募集し、補助金の交付を希望する事業者からの申請に基づき、光科学応用テクニカルアドバイザー等による内容確認を経て補助金交付を決定します。



- ① 募集：申請資格については、5 ページ参照
- ② 相談：8 ページ参照
- ③ 申請：申請手続については、6 ページ参照
- ④ 内容確認：8 ページ参照
- ⑤ 交付決定：9 ページ参照
- ⑥ 放射光施設の利用
- ⑦ 報告：補助事業の実績報告については、11 ページ参照

## 2. 申請資格

以下の要件を満たし、成長産業分野において SPring-8 やニュースバル等の放射光施設を利用する者。

### (1) 資格要件

次の全ての要件を満たす者を対象とします。

- ① 兵庫県内に本社を設置する法人又は申請に係る研究開発を兵庫県内の事業拠点で実施する法人

(対象とする法人)

民間企業、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会、特定非営利活動促進法に基づく知事の認証を受けた法人等で、大学、工業高等専門学校等の教育機関、国立研究機関、独立行政法人、主として研究機能を有する公益法人及び特殊法人、公設試験研究機関等を除く

② ①の研究活動を推進するために放射光施設をはじめて利用する法人

(対象とする放射光施設)

播磨科学公園都市にある大型放射光施設「SPring-8」及び中型放射光施設「ニューズバル」並びにX線自由電子レーザー施設「SACLA」

※ (対象とする放射光施設) 以外の国内・海外の放射光施設を利用したことがある場合は、「はじめて利用する」という条件を満たしません。

## (2) 類似補助金等の重複利用の制限

同一の内容で、既に県や国等の補助や委託を受けたことがある又は現に受けている案件(採択が決定しているものを含む)を重ねて応募することはできません。万が一、正しい報告が行われなかった場合は、交付決定後であっても補助金交付を取り消す場合があります。

## 3. 申請手続

### (1) 申請

#### ① 申請書の提出

申請は、研究開発を実施する事業者から行ってください。共同研究機関として大学、研究機関等が参画する場合も、県内に本社を設置する事業者又は申請に係る研究開発を兵庫県内の事業拠点で実施する事業者が申請者である必要があります。

#### ② 必要書類

「放射光産業利用試行事業補助金交付申請書」(様式第1号)に次の書類を添付してください。

《添付書類》

・「放射光施設利用計画書」(様式第2号)又はこれに準ずる書類

- ・放射光施設の運用機関が利用を承認する書類
  - ※ 放射光施設の利用申請段階にあつては提出不要
- ・法人の登記事項証明書の写し
- ・県税に滞納がないことを証する書類（納税証明書（3））
- ・「補助金利用にかかる誓約書」（様式第3号）
- ・「暴力団等に該当しない旨の誓約書」（様式第4号）

#### ④ 提出方法

必要書類は、メール又は郵送で提出ください。

メール送信時の件名欄には、「【申請】放射光産業利用試行補助金」と記載してください。

#### ⑤ 提出先（お問い合わせ先）

申請書の提出先及び本件に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

※ お問い合わせは、原則メールでお願いいたします。（回答に日数を要する場合があります）

受付期間：令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時 月曜～金曜（土日祝日を除く）

公益財団法人 ひょうご科学技術協会 事業課

住所：〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-3845

Mail：[jigyoun@hyogosta.jp](mailto:jigyoun@hyogosta.jp)

## （2）インターネットの利用

申請様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

（公益財団法人 ひょうご科学技術協会ホームページ）

<https://hyogosta.jp>

## 4. 補助金の交付手続

補助金交付までの流れは、次のとおりです。

### (1) 申請受付

申請受付期間内で随時申請を受け付けています。なお、予算額に到達した場合は、受付期間終了前に申請受付を締め切る場合があります。

SPring-8 の利用には、希望する課題に応じて審査が必要となる場合があります。また、放射光管理区域への立入等のための事前手続きには一定の期間を必要といたします。放射光施設の計画的な利用を心掛け、補助金の利用についても期間に余裕をもった申請をお願いします。

### (2) 事前相談

申請にあたっては、(公財)ひょうご科学技術協会が設置する「光科学応用テクニカルアドバイザー」への事前相談を推奨しています。相談においては、研究開発で抱える課題等を伺い、最適な分析手法等の放射光施設利用について、光科学応用テクニカルアドバイザーと一緒に検討します。なお、光科学応用テクニカルアドバイザーが相談でお聞きした内容は秘匿されます。

※ 必要に応じて守秘義務契約の締結も可能です。

※ 既に放射光施設利用促進機関である(公財)高輝度光科学研究センター(JASRI)や大学・研究機関へ相談し、放射光施設の利用内容が確定している場合は、光科学応用テクニカルアドバイザーへの事前相談は不要です。

《光科学応用テクニカルアドバイザー 相談先》

Mail : [jigyoku@hyogosta.jp](mailto:jigyoku@hyogosta.jp)

※ メールでご連絡を受けて、オンライン会議や訪問による対面の場を設定し、光科学応用テクニカルアドバイザーが詳細を伺います。

### (3) 内容確認

申請内容について、光科学応用テクニカルアドバイザー等が、SPring-8 やニュースバル等の放射光施設の利用が有効かつ適切と認められるかという観点で確認を行ないます。

## **(4) 交付決定**

### **① 交付決定通知**

交付決定内容は、申請者あてに文書で通知します。

### **② 放射光施設の利用**

補助対象経費として認められるものは、補助金交付決定日以降に着手する事業（発注を含む）に必要となる経費です。

なお、補助金に関する交付申請、交付の決定、交付、内容の変更、成果の報告、補助金の返還等については、放射光産業利用試行事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って行います。

### **③ 補助金の交付**

補助事業実績報告終了後、完了検査で適正な補助金の使用が確認された後、（公財）ひょうご科学技術協会より申請事業者に対して補助金を交付します。その他、補助金については、「5. 補助金の内容」を参照してください。

## **5. 補助金の内容**

本事業の補助の内容は次のとおりとします。

### **(1) 補助金額**

1件あたり50万円を上限として、対象となる経費の1/2を補助します。なお、補助金額については、交付決定された場合でも、予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合があります。

### **(2) 補助期間**

補助期間は、補助金の交付決定日から令和9年3月31日（水）までとします。

### **(3) 補助対象経費**

本事業で補助対象となるのは、SPring-8やニュースバル等の放射光施設の利用にあたって必要な以下の経費です。

- ※ 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または補助対象期間終了後に納品、検収等を実施したものは補助対象経費になりません。
- ※ 経費の支払は、原則銀行振込です。手形、でんさい等による支払は、補助対象経費として認められません。
- ※ 消費税及び地方消費税は、補助対象経費にはなりません。
- ※ 公租公課は、補助対象経費になりません。
- ※ 振込等手数料は、補助対象経費にはなりません。（代引手数料を含む。）
- ※ 社内発注（密接な関連のある子会社等との取引を含む）は補助対象経費にはなりません。
- ※ 収入印紙は、補助対象経費にはなりません。
- ※ 物品購入や外注契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な使用を心がけてください。

① 放射光施設利用料

放射光施設の利用に必要な経費

- ・ 施設の設置・運営機関から請求されるビームタイム使用料、成果専有利用料、消耗品費（計測時のガス使用等）等が対象です。

② 共同研究費

大学、研究機関又は公設試験場等との共同研究の実施に必要な経費

- ・ 放射光施設を利用した実験・測定及びこれを通して得られた結果の分析を行う共同研究等が対象です。
- ・ 大学の受託研究費や学術相談利用料等も含まれます。

③ 分析委託費

専門機関や民間事業者等が提供する分析測定サービスの利用に必要な経費

- ・ 放射光施設を利用した実験・測定の実施にあわせて関連して行う必要のある分析も対象となります。

④ 外注加工費

測定条件にあわせて試料等を加工するために、外部の業者に委託若しくは役務の提供を受ける経費

⑤ 原材料、消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類の調達に必要な経費

- ・ 補助期間に使用する原材料、消耗品等が対象です。

⑥ 設備・機器費

測定時の治具やアタッチメント等、測定で使用する設備・機器の調達に必要な経費

⑦ 運搬費

試料、治具及び持込機器等の運搬、また、その設置及び撤去に必要な経費

⑧ その他経費

旅費、機械装置のレンタルリース料等、放射光施設を利用した分析を行うにあたって特に必要と認められる経費

- ・ 測定当日の立会や事前の測定機器調整、打合せにかかる職員の派遣旅費が補助対象となります。（宿泊を伴う場合は、宿泊費も含む）
- ・ ただし、公共交通機関の利用を原則とします。社用車等を利用した際のガソリン代、高速道路料金等については原則補助対象となりません。
- ・ 事業者の雇用する職員の人件費は補助対象となりません。

#### （４）補助事業の実績確認等

放射光施設の利用終了後は、利用成果や対象経費の支出明細を所定の様式にて報告いただきます。想定される十分な成果が得られなかった場合も結果を報告いただきます。

また、対象経費の支出明細については、支出の内容及び金額を証明する領収書の写しを添付していただきます（領収書だけでは、支出の内容が明確でない場合は、納品書等の明細を確認できる書類の写しを添付）。

なお、対象経費の使用実績については、証拠書類（請求書、領収書（原本）等）を5年間保管してください。必要に応じて、（公財）ひょうご科学技術協会より調査、確認を行う場合があります。

## **（5）補助金の返還**

次に掲げる事項の1つに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。なお、この場合において補助金利用事業者は、既に交付した補助金の全部又は一部を（公財）ひょうご科学技術協会へ返還しなければなりません。

- ① 交付要綱の規定に違反したとき
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ⑤ 暴力団等であるとき 等

## **6. 成果の取扱い**

### **（1）成果の公開**

事業終了後、補助を受けた法人名、課題名、補助金額を原則公開します。利用成果の概要については、公開に伴い補助金利用事業者に不利益が生じると判断される場合は、事業者と協議の上で、一部または全部を公開しないこととすることができます。（成果専有で放射光施設を利用する場合については、利用成果の概要等の利用内容のわかる項目は公開いたしません。）

### **（2）試作開発成果の帰属**

本事業で得られた成果は、補助金利用事業者に帰属します。

### **（3）取得物品等の帰属**

本事業で取得し、又は製作した物品等は補助金利用事業者に帰属するものとします。なお、取得財産等については、交付要綱に従い、5年間、処分が制限されますのでご注意ください。